

納税の手間をカットするには？納税方法のまとめ



毎月の源泉所得税の納付で時間をとられていませんか？ 中小企業にとっても納税方法の選択肢が広がって、金融機関へ出向かなくても必要な手続きができる時代になっています。

法人が納める主な税金

税目	概要	納期限	頻度
消費税	消費税を集計して申告、納付	事業年度の終了日の翌日から2か月以内	年1回 法人によって 予定納税あり
法人税	課税所得を申告、納付		
地方特別法人税 法人住民税、事業税	法人税をもとに申告、納付		
源泉所得税	社員の給与、報酬、配当等から控除し納付	翌月10日まで	毎月（原則）
特別徴収住民税	社員の給与から控除し市区町村へ納付する	翌月10日まで	毎月（原則）
固定資産税	納税通知に基づき納付	市区町村で異なる	年4回
自動車税	納税通知に基づき納付	毎年5月31日	年1回

銀行へ行かないで済ませる6つの納税方法

納税方法	仕組み	法人税、消費税等	法人住民税、事業税	源泉所得税	特別徴収住民税	固定資産税	自動車税
ダイレクト納付	電子申告した税額が、指定口座から引落される。即日引落も、日付指定も可能。	●	-	●	-	-	-
ペイジー（ネットバンキング）	ペイジーが使える金融機関のネットバンキング画面で納税する。国税はほとんどの税目に対応済み。地方税は自治体によって対応税目が異なる。夜間休日に支払ってもその時点で納税完了扱いとなる点がメリット！ ATM納税にも対応 ネットバンキングを利用していない場合はペイジー対応の金融機関のATM（都市銀行やゆうちょ銀行）で納税可能。	●	●	●	▲	▲	▲
クレジットカード納付	● 国税はほとんどの税目に対応（1,000万円未満） ● 都税の場合、自動車税、固定資産税・都市計画税（100万円未満）など 手数料がかかるものの、24時間利用でき、引落日までに資金準備すれば間に合う点はメリット。	●	-	●	-	▲	▲
コンビニ納付	税務署交付のバーコード付き納付書で納付する。（税額30万円以内）	●	-	●	-	▲	▲
口座振替	指定口座から引き落とし	-	-	-	-	▲	▲

※▲印の特別徴収住民税、固定資産税、自動車税など地方税は、自治体によって対応状況が異なります。

■特別徴収住民税の納付を楽にするには？

社員から住民税を預かる（特別徴収）のは事業主の義務ですが、その納付方法は、いまだに窓口納付が中心です。

■ペイジー対応は自治体次第

一部自治体でペイジーでの納付に対応しているものの、ほとんどで対応しておらず、口座振替もできないというのが実態です。



■メガバンクは専用サービスも

メガバンクではネットバンキングで特別徴収住民税の納付サービスがありますが、手数料がかかります。

■小規模事業者には2回で済ませる余地も！

特別徴収住民税については、従業員10人未満の法人なら年に2回納付の特例があり、承認を受ければ12月10日に6月から11月分、6月10日に12月から5月分を納付できます。